

## 宝塚市北部地域(西谷地域)における移動手段導入のための試験運行業務に関する公募型プロポーザル実施要領

### I 業務概要

- (1) 業務名 宝塚市北部地域(西谷地域)における移動手段導入のための試験運行業務委託
- (2) 業務目的 宝塚市北部地域(西谷地域)(以下「北部地域」という。)では、阪急バス武田尾線が運行しているが、利用者が少ない状況が続いている。阪急バス株式会社は運行継続に向けた様々な努力を続けてきたが、状況が好転することがなかったため、令和9年3月末をもってやむを得ず路線を廃止する決定に至った。本業務では、北部地域が交通空白地域とならないよう、令和9年4月からの本格運行への移行を見据え、地域住民の通勤・通学、買い物などの日常生活に不可欠な移動手段の確保を目的とする。
- (3) 業務内容 別紙1「宝塚市北部地域(西谷地域)における移動手段導入のための試験運行業務仕様書(案)」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

### 2 提案限度額 40,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

なお、見積価格が提案限度額を超過した場合は、失格とする。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(単独又は共同企業体(複数の企業の共同体))は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

#### (1) 共通事項

- (ア) 宝塚市入札等参加指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。  
(ウ) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。  
(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。  
(オ) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。  
(カ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
(キ) 法人税及び地方税を滞納していないこと。  
(ク) 兵庫県内に事業所又は営業所を置く一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、及びそれ以外の事業者で、北部地域の交通の運営・管理を行うことができる法人であること。共同企業体の場合は、代表構成員の事業所又は営業所が兵庫県内にあること。

## (2) 個別事項

- (ア) 共同企業体による参加の場合、構成員は前記(1)(ア)～(キ)、代表構成員は前記(1)(ア)～(ク)の条件を満たしていること。また、構成員における協定書等によって、事故が生じた場合などの責任の所在が明らかになっていること。
- (イ) 参加申込にあたっては、「事業者」参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同企業体の構成事業者は、本件プロポーザルにおいて、他の共同企業体の構成事業者を兼ねることはできないとともに、単独事業者として企画提案書を提出することはできない。

## 4 日程

・公示	令和8年1月7日(水)
・質問受付期間	令和8年1月7日(水)～1月14日(水)16時まで
・質問回答	令和8年1月19日(月)
・参加申込受付期間	令和8年1月7日(水)～1月29日(木)16時まで
・参加資格の通知日	令和8年2月3日(火)
・企画提案書等受付期間	令和8年2月3日(火)～2月12日(木)16時まで
・企画提案プレゼンテーション	令和8年2月25日(水)(予定)
・結果通知	令和8年3月2日(月)(予定)
・契約締結	令和8年7月末頃(予定)

※注釈 本業務は国の補助金を活用予定であることから、国からの交付決定通知後の契約となる。上記予定は国の動向に変化が生じれば前後する可能性がある。

## 5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年1月14日(水)16時まで
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第2号)※質問はできるだけ箇条書きで、わかりやすく記載することにより、電子メールにて担当部署に提出すること。質問1つにつき質問書を1枚使用すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。
- メールアドレス [m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp)
- ※電子メール以外の方法で提出された質問に対しても回答しない。
- (3) 回答日 令和8年1月19日(月)
- (4) 回答方法 参加表明書を提出している者すべてに電子メールにて回答及び市HPにて公表する。

## 6 提出書類

- (1) 提出書類
- a 参加表明書(様式第1号)
  - b 法人等概要書(様式第3号)
  - c 企画提案書提出届(様式第4号)
  - d 企画提案書

e 價格見積書

f 工程表

g 誓約書(様式第6号)

宝塚市入札参加資格者名簿への登録を行っていない場合は上記 a~g に加え、下記 h~jを提出すること(発行日が参加表明書提出日から 3 カ月以内のもの)

h 登記事項証明書(写し)

i 「法人税」・「消費税・地方消費税」の納税証明書(その 3 の 3) (写し)

j 宝塚市に事業所を有する場合は、法人市民税、固定資産税の直近一年間での納税証明書

a~b、h~jは令和8年1月29日(木)16時までに提出すること。

c~g は令和8年 2 月 3 日(火)~2 月 12 日(木)16時までに提出すること。

#### (2) 提出部数

正本各1部、副本各9部、正本及び副本のPDFファイル

#### (3) 企画提案書の作成要領

A4サイズ片面で 10 枚程度とし、以下に留意するものとする。「宝塚市北部地域(西谷地域)における移動手段導入のための試験運行業務仕様書(案)」3 業務内容に記載の試験運行内容を満たすための企画提案を示すとともに、令和 9 年度 1 年間にかかる運行経費とその内訳を記載する。

#### (4) 價格見積書

本格運行を見据えた試験運行であることから、使用する車両は原則新車購入とし、車両調達費と令和 8 年度の試験運行にかかる運行経費を含めた価格見積書とすること。なお、内訳についても記載すること。

#### (5) 参加表明書提出期限

①提出期限 令和8年1月29日(木)16 時まで

②提出方法 正副本は持参、又は郵送。PDFファイルは電子メールによること。

(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること)

メールアドレス [m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp)

住所 〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 宝塚市役所都市安全部交通政策課

#### (6) 参加資格の確認

令和8年2月3日(火)に全参加者に審査結果通知を電子メールで通知する。

#### (7) 企画提案書提出期限

①提出期限 令和8年2月12日(木)16 時まで

②提出方法 正副本は持参、又は郵送。PDFファイルは電子メールによること。

(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること)

## 7 企画提案プレゼンテーション審査

### (1) プrezentation開催日及び場所

開催日 令和8年2月25日(水)(予定)

開催場所 宝塚市役所本庁 3A会議室(予定)

### (2) プrezentation内容

プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料を用いた説明は不可とする。なお、プレゼンテーションは1者あたり50分(準備5分、説明20分、質疑25分)とする。

### (3) 評価項目及び配点

(資料3)評価基準のとおり

### (4) 注意事項

- ①審査当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ本市が準備する。
- ②機器の設置は準備時間に行うこととし、準備時間を過ぎた場合は、説明時間に含めることとする。
- ③指定した時間に遅れた場合は、失格とする。
- ④プレゼンテーションで企画提案書に記載のない内容であっても、提案内で発言した事項及び質疑で回答した事項については、企画提案書に含まれる業務とみなす。

## 8 受託候補者の選定方法

- (1)市職員で構成する審査会を設置し、資料3で定める評価基準のとおり審査する。
- (2)参加者が1者の場合でも、審査会を開催し、選定を行う。ただし、総合得点(企画提案プレゼンテーションに出席した各審査委員の採点合計)が満点(企画提案プレゼンテーションに出席した各審査委員の人数×100点)の60%に満たない場合は、受託候補者の特定はしない。
- (3)総合得点が最も高い1者(以下、「最優秀提案者」という。)を選定する。
- (4)最優秀提案者が1者の場合は、最優秀提案者を受託候補者とし、次点者を次点候補者として選定する。
- (5)最優秀提案者が2者以上いるときは、審査委員の協議により、受託候補者及び次点候補者を選定する。

## 9 審査結果の通知

- (1)令和8年3月2日(月)(予定)に参加者全員に電子メールにて通知する。
- (2)受託候補者が本市と契約締結を行い、本業務の受託者が決定した時点で宝塚市ホームページに掲載する。ただし、受託候補者以外の審査点数については参加者名を伏せて公表する。

## 10 失格事項

本プロポーザル提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合しないとき

- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合しないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) 企画提案プレゼンテーションに出席しなかったとき
- (6) 見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき

## I 1 契約

受託候補者選定後、企画提案の内容に基づき、「宝塚市北部地域（西谷地域）における移動手段導入のための試験運行業務仕様書（案）」に関する協議を行い、協議の結果により仕様書を確定する。国の補助金の交付決定通知後、速やかに随意契約を行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

## I 2 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザル方式による業者選定以外の用途には使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (7) 宝塚市情報公開条例第5条に基づく公開請求等があった場合、原則として公開となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。また、本プロポーザルの受託候補者選定前において、その決定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者決定後の公開とする。

## I 3 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市役所都市安全部交通政策課 中川・今田

住所 宝塚市東洋町1番1号 3階

電話番号 0797-77-2096（直通）

メールアドレス m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp